認可地縁団体の手引

日 進 市

目次

Ⅰ　制度の概要

1 「地縁による団体」とは　… 1 ページ

2 地方自治法一部改正に至る経緯　… 1 ページ

Ⅱ　許可申請の手続き

1 申請できる団体　… 2 ページ

2 認可の要件　… 3 ページ

3 認可手続きの流れ　… 5 ページ

4 認可申請に必要な書類等　… 6 ページ

Ⅲ　認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質　…8 ページ

2 税関係の手続きと納税義務について　…9 ページ

3 不動産登記について　…10 ページ

4 地縁団体台帳(認可地縁団体証明)について　…10 ページ

5 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について　…11 ページ

6 告示事項変更手続きの流れ　…12 ページ

7 規約変更手続きの流れ　…13 ページ

Ⅳ　許可の取消と解散

1 認可の取消　…14 ページ

2 認可地縁団体の解散　…14 ページ

Ⅰ　制度の概要

1 「地縁による団体」とは

「地縁による団体」とは、**「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」**（地方自治法第260条の2第1項）と定義されており、一定の地域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、**自治区や自治会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体**は、原則として地縁による団体であると考えられます。

2 地方自治法一部改正に至る経緯

地縁による団体は、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置付けられており、不動産等の資産を保有している場合、団体名義では不動産登記することができませんでした。そのため、**代表者個人の名義や住民複数の名義による登記**を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

■代表者個人名義・複数人名義での登記により発生する問題点■

① 代表者が奇貨（利益を得られそうな品物）としてその不動産を第3者に売却してしまう
② 代表者が死亡してその相続人らが誤解して相続してしまう
③ 代表者個人の債権者がその不動産を差し押さえてしまう
④ 複数人名義で登記したが、死亡による相続人が不明になってしまう

こうした問題に対処するために、**地方自治法の一部を改正する法律**（平成3年4月2日公布施行）において、**「地縁による団体が一定の手続きの下に法人格を取得できる」**規定が盛り込まれました。

地縁による団体が一定の手続きを行い、**市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することができ、団体名義で不動産登記することができる**ようになります。

このように、市の認可により**法人格を取得した地縁による団体のことを「認可地縁団体」**と言います。

Ⅱ　許可申請の手続き

1　申請できる団体

地方自治法において、法人格付与の対象となるのは**「地縁による団体」に限られます。**

次のような団体については「地縁による団体」には該当しないため、申請を行うことができません。

◆特定の目的の活動だけを行う団体
　スポーツや趣味の同好会、環境保全団体、伝統芸能保存会など
◆構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体
　老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など
◆マンションの管理組合等
　マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者であることが加入条件となるため。

また、これまでは認可の目的は、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記をすることができるようにすることにあるため、現に不動産等を「保有している」もしくは「近い将来確実に保有する予定」であることが申請する際の必要な要件とされていました。

現在は、**認可の目的については不動産等の所有を前提としない**ものに見直されており、令和3年11月26日から、地縁による団体は**「地域的な共同活動を円滑に行うこと」**を目的として、認可を受けることができるようになりました。

（地域的な共同活動とは）
その区域における環境美化活動を始め、防犯・防災活動、交通安全活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動、高齢者への生活支援や地域交通の維持等、幅広い活動を行う団体の活動などが挙げられます。

2 認可の要件

次のA～Dの**4項目**が認可の要件となります。(地方自治法第260条の2第2項各号)

なお、認可の後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消となります。

項 目	要 件
A 団体の 目的 (第1号)	地縁による結合を基礎とする団体が、その区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 ① 相当な期間にわたって存続している区域の実績があり、現に安定的に地域的な共同活動をしている団体であること。 ※総会資料等(過去3か年以上の活動実績が分かる事業報告書と収支決算書)で確認します。 【判断基準】 ◆相当な期間とは、3年以上とします。 ② 上記①の項目に加え、地縁団体として今後も継続的な活動をしていく団体であること。 【判断基準】 ◆区に属している場合は、活動の重複がないよう独自の活動もあるかや構成員の違いなども含めて活動の実態を確認します。事業計画書などで継続的な活動の意思が確認できるようにしてください。
B 区域要件 (第2号)	地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ①当該地縁団体が、相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。 【判断基準】」 ◆相当の期間とは、現に安定的に存在していると認められる期間のことです。 ◆区域内で、当該地縁団体が客観的にも実質的にも存在しているという実態を確認します。 ②当該地縁団体の区域が、当該構成員のみならず、当該市町村のその他の住民にとっても客観的に容易に認識できる区域であること。 【判断基準】 ◆区域の仕切りを、限定した土地・建物所有者など要件を要した区域になっていないかを確認します。

	【参考】・例えば河川、道路等により区域が画されていることなども含みます。 ・制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体が地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにあることから、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態である地縁団体に認可を行うことは適当ではないという考え方による。
C 構成員 要件 （第3号）	地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ①区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数が、現に構成員となっていること（構成員名簿で確認できること）。 【判断基準】 ◆相当数とは、区域住民の 3 分の 2 以上とします。 ②上記①について、構成員は、個人としてとらえ、会員は各々1個の表決権を有することとなること。 ③ 第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた「地縁による団体」は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒否してはならない。 ・正当な理由（地自法第 260 条の 2 第 7 項）とは、その者の加入によって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする当該地縁による団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通常通念上からも、また同条第 2 項第 3 号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいいます。
D 規約要件 （第４号）	規約を定めていること。また、次に掲げる 8 つの事項を定めていること。 ①目的　②名称 ③区域　④事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項　⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項　⑧資産に関する事項 【留意事項】 ◆認可申請する前に予め事前協議を行うこと。 ◆認可要件を判断する上で主要な部分であり、地縁による団体の組織・活動のあり方を律する重要な位置づけをなすことから、地方自治法第 260 条の 2 各項及び、同法 260 条の 48 までの内容にも沿っていること。 ◆会議に関する事項で、代議員制を取ることは不可。 ただし、世帯単位で活動し、意思決定を行うことが沿革的にも地域社会的にも是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能と解される。 ◆重要議決に関することは原則、総構成員の相当数（4 分の3以上）の議決を得る規定とすること。人数要件の妥当性と構成員の理解を得た上で規定し、少数の意思により決定がされることのないようにすること。 ◆残余財産の帰属先を規約に含めること。

3 認可手続きの流れ

日進市
(地域共生課)

地縁による団体
(区・自治会等)

法人化の申請の是非についてよく話し合ってください

相　談

（1）認可のための準備・検討

助　言

・規約案の作成　　・構成員名簿の作成（整備）
・所有財産の確認
（地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、
団体名義への変更の同意の取得など）

・申請時までに相続等の所有権移転の手続きを済ませておくと、認可後の登記事務を円滑に行うことができます。

登記申請 → **法務局**

（2）設立総会の開催

【協議事項】
①認可申請について
②新規約について
③構成員の確定について
④代表者の決定について
⑤保有資産の確定について

従前の規約に基づき招集・開催・議決を行ってください。

申　請

（3）認可申請書類の作成

【提出書類】　認可申請書
① 規約
② 設立総会の議事録の写し(認可申請することを総会で議決したことを証する書類)
③ 構成員の名簿（区域住民の３分の２以上)※構成員は個人です。
④ 良好な地域社会を維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（過去３か年以上の活動実績が分かる総会資料：事業報告書及び収支決算書）
⑤ 申請者が代表者であることを証する書類（承諾書含む。）
⑥ 区域を示した図面　　他、必要書類を依頼する場合がございます。

（4）審査

・認可要件及び提出書類の内容等を市で審査し認可又は不認可の決定

（5）認可・告示

認可通知 → **認可地縁団体**

【告示事項の内容】
①名称　②規約で定める目的　③区域　④事務所の所在地　⑤代表者の氏名及び住所
⑥裁判者による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無　⑦代理人の有無
⑧規約に解散の事由を定めている場合はその事由　⑨認可年月日

4 認可申請に必要な書類等

申請する際に必要な書類については、以下の点に注意してください。

■ 認可申請書

■ 規約

規約には、地方自治法第260条の2第3項に定める**8つの事項**のすべてが記載されていることが必要です。

① 目 的

特定の活動のみを目的とするのではなく、**「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的」**である旨を明記することが必要です。

【留意事項】

地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできる限り具体的に定めることが望ましい。

② 名 称

団体の正式名称を記載してください。特に制限はありませんが、「○○自治区」「△△町内会」といった名称でよいと解されています。

③ 区 域

その区域が、**住民にとって客観的に明らかなものとして定められている**ことが必要です。

【留意事項】

その区域が客観的に明らかなこと。

「○○町の一部」等では受けられないこと。町又は字及び地番などにより表示されることが望ましい。

④ 事務所の所在地

団体の事務所の所在地は、1ケ所に限ります。規約には、地番による明記のほか、**「代表者の自宅に置く」、「○○集会所に置く」**と明記しても構いません。

【留意事項】

地縁団体による団体について、主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものであること。(例)○○集会所、代表者の自宅

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定めなければなりません。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項を明記することが必要です。また、役員の任務分掌なども構成員にも分かりやすいことから規約に規定したほうが望ましいです。

⑦ 会議に関する事項

◆通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。

また、役員の選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても構成員にも分かりやすいことから規定したほうが望ましいです。

◆表決権については、特に注意する必要があります。原則的に、**表決権は平等(会員個人で一票)である必要があります。**しかし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合には、**表決**

権を世帯単位に平等なもの（世帯単位で一票）としても良いとされています。
ただし、規約の変更、財産の処分などの重要事項については、原則構成員個人で一票の表決権となります。

⑧　資産に関する事項

固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。なお、規約には、「資産の構成は別に定める財産目録による」とすることも可能です。

■ 総会議事録

認可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認しますので、以下の議題について審議・承認され、議長及び議事録署名人の署名のある総会議事録（写しで可）を提出してください。（※規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印の両方が必要です。）

【協議事項】

①認可地縁団体認可申請について
②新規約について
③構成員の確定について
④代表者の決定について
⑤保有資産の確定について

■ 構成員名簿

区域内に住所を有する全ての個人が構成員になることができる必要があり、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要です。設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿を提出してください。（名前と住所の記載があれば、既存の区民名簿でも可）

■ 過去3か年以上の活動実績が分かる総会資料

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。
特定の活動内容のみを記載することがないよう注意してください。

（例）過去３か年以上の活動実績が分かる事業報告書と収支決算書など

■ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者として選出する旨を決定したことは、総会議事録で確認します。
申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書（申請者本人の署名があるもの）も提出してください。

■ 区域を示した図面

区域を示した図面（A3 サイズ、縮尺1500分の1程度）を提出してください。
また、区域が分かるように色付けしてください。

Ⅲ　認可後の地縁団体

1　認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置づけが変わり、**権利能力**や**義務**を有することになりますが、従来の自治区・自治会活動等はまったく変わりません。したがって、**認可を受けた団体と市との関係などについても基本的に変わりません。**

権利	**■団体名義での資産登記** ・不動産をはじめとする資産の登記が可能となります。ただし、登記には費用（登録免許税、司法書士に依頼した場合の報酬等）がかかります。
	■団体名義での法律行為 ・団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体となることができます。
義務	**■税関係の手続きと納税義務** ・認可後には、**法人の設立に関する届出等**を管轄の税務署、県税事務所、市役所税務課に提出しなければなりません。 ・法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免となる場合があります。
	■告示事項の変更手続き ・代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容について変更があった場合は、**市へ届出**が必要となります。
	■規約の変更手続き ・団体の名称や区域など、規約の内容を変更する場合には、市の認可が必要となります。事前に地域共生課に事前に相談のうえ、**市の認可**を受けてください。
	■財産目録、構成員名簿の作成と備え置き ・財 産 目 録…認可を受けるとき及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。 ・構成員名簿…構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。
	■総会開催の義務 ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開き、総会後に承認を受けた事業報告書と収支決算書と構成員が区民住民の3分の２以上から変動がないかを市へご報告ください。

2 税関係の手続きと納税義務について

認可を受けた地縁による団体は、公益法人等とみなされ、**税法上における納税義務者**となりますので、下表の書類を速やかに提出しなければなりません。

	認可地縁団体の認可を受けた法人	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
昭和税務署 〒467－8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町 西藤塚 1-4 電話 052-881-8171	必要書類は、昭和税務署にお問い合わせください。	必要書類は、昭和税務署にお問い合わせください。
愛知県南部県税事務所 **（法人県民税事業税担当）** 〒456－8558 名古屋市熱田区森後町 8-22 電話 052－682－8923	必要書類は、南部県税事務所にお問い合わせください。	必要書類は、南部県税事務所にお問い合わせください。
日進市役所税務課 **（法人市民税担当）** 〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 電話 0561－73－4094	・法人等の設立申告書 【必要なもの】 ・団体規約	・法人等の設立申告書 ・国税の収益事業開始届出書の写し

【参考1】 認可地縁団体の主要税目の課税

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割（年 50,000 円）のみ**課税** **★申請することで減免可能**	**課税** （均等割と法人税割額）
市税	固定資産税	**課税** **★その資産が「公共の用」に資するものであれば、申請することで減免可能**	
県税	法人県民税 法人事業税	南部県税事務所にお問い合わせください。	南部県税事務所にお問い合わせください。
国税	法人税	昭和税務署にお問い合わせください。	昭和税務署にお問い合わせください。

【参考2】 登記などに伴う主要課税関係について

税 目		内 容
県税	不動産取得税	南部県税事務所にお問い合わせください。
国税	登録免許税	法務局にお問い合わせください。

3 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（名古屋法務局名東出張所）での手続きが必要となります。

不動産登記をする際に必要となる**「地縁団体台帳（認可地縁団体証明）」**と**「印鑑登録証明書」**は市役所で交付しておりますが、別途、法務局が定める必要書類などについては、法務局に確認してください。

名古屋法務局　名東出張所
〒465－0051
名古屋市名東区社が丘 4-201
電話　052－703－2322　又は　052-703-2324

4 地縁団体台帳（認可地縁団体証明）について

不動産登記をする際には、地縁団体台帳（認可地縁団体証明）が必要となります。

■地縁団体台帳（認可地縁団体証明）の発行
＜受 付 窓 口＞　地域共生課（本庁舎 2 階）
＜手　数　料＞　1通 300 円
＜必要なもの＞　認可地縁団体証明願（指定様式）

5 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。また、不動産登記をする際は、印鑑登録証明書が必要となります。

■団体名義の印鑑登録　…代表者等が手続きを行ってください。

＜受 付 窓 口＞　市民課（本庁舎1階）

＜手　数　料＞　無料

＜必要なもの＞　・認可地縁団体印鑑登録申請書（窓口で記入）

・地縁団体として登録する印鑑（団体印）

・代表者等の登録印（代表者の実印）

・代表者等の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

＜印鑑登録できない印鑑＞

- 認可地縁団体の名称を表していないもの
- ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- 印影の大きさが、１辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
- 印影の大きさが、１辺の長さ３０mmの正方形に収まらないもの
- 印影を鮮明に表しにくいもの
- その他、認可地縁団体印鑑として適当でないもの

■印鑑登録証明書　…**代表者等**が手続きを行ってください。

＜受 付 窓 口＞　市民課（本庁舎1階）

＜手　数　料＞　1通 300 円

＜必要なもの＞

・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（窓口で記入）

・地縁団体として登録した印鑑（団体印）

・代表者等の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

6 告示事項変更手続きの流れ

代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、市への届出が必要となります。

（１）総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、代表者等の変更についての議決を行ってください。

（２）告示事項変更届出書の提出

地域共生課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①告示事項変更届出書（指定様式）及び 別紙変更内容説明資料
②承諾書 ※代表者を変更した場合のみ必要
③総会資料 ※総会の議事録で内容が確認できない場合のみ必要
④総会の議事録
※変更内容について議決されたことがわかるもので、議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名があること（規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と捺印の両方が必要です。）

（３）告示事項変更の告示

地域共生課にて告示事項変更届の告示手続きを行ったのち、告示事項の変更手続きが完了した旨の通知文を送付します。

（４）印鑑登録手続き（任意）

変更後は、再度、印鑑登録の手続きが必要です。（任意）

※印鑑証明が必要な場合は必ず印鑑登録の手続きを行ってください。

【認可地縁団体の印鑑登録手続】

■ 市民課 （本庁舎1階）
■必要なもの ・認可地縁団体印鑑登録申請書（窓口で記入）
・地縁団体として登録する印鑑（団体印）
・新代表者等の登録印（新代表者の実印）
・新代表者等の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

7 規約変更手続きの流れ

規約の内容を変更する場合には、事前に地域共生課に相談のうえ、自治区総会で議決を得て、市の認可を受けてください。 なお、規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手続き（前ページ）を一緒に行ってください。※運営細則等の変更の場合は、認可申請書の提出は不要です。

（１）事前相談

各認可地縁団体の規約の変更を行う場合は、変更する内容について**事前に地域共生課へご相談**ください。

（２）総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。なお、**変更前の規約の定め（総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は当該定めによる。）の賛成）による議決が必要です。**

※規約変更など、重要事項の議決に関する人数要件を変更することはできますが、少数の会員の意思により決することのないよう、慎重に判断してください。

（３）規約変更許可申請書の提出

地域共生課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①規約変更認可申請書
②新規約（案）
③規約変更の内容及び理由を記載した書類
④規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）
※議事録には、**議長及び規約に定める数の議事録署名人の署名が必要**です。
（**規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、印も必要**）
また、規約を変更する場合は、**総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる。）の賛成により議決されたことがわかる**ように議事録を作成してください。

★運営細則等の変更は、認可申請書を提出する必要はありません。

（４）規約変更の認可

地域共生課にて規約変更の内容を審査し、認可後に決定通知書を送付します。

Ⅳ　許可の取消と解散

１　認可の取消

次の事項に該当する場合は、認可が取り消されます。

① 地方自治法第260条の2第2項各号に掲げられた **4つの認可要件** のいずれかを欠くこととなったとき
② 不当な手段により認可を受けたとき

２　認可地縁団体の解散

次の事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。

① 規約で定めた解散事由が発生したとき
② 破産手続き開始の決定
③ 認可が取り消されたとき
④ 総会において、総構成員4分の3以上（規約で別段の定めをしている場合は、当該定めによる。）の賛成で、解散することが決議されたとき
⑤ 「相当数」（区域住民の３分の２以上）の者が構成員となっていると認められなくなったとき

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めることとなります。